

業務部速報

No. 49

発行 18. 1. 18

JR東労組 業務部

申12期 2018年1月期 36協定交渉 第3回

第7項 企画部門において適正な労働時間管理を行うため、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき労働時間と労働実績の乖離について、出退勤記録やパソコンの使用時間等を把握し、不払い労働の是正をはかること。

(組合) 長野地本と長野支社の団体交渉について、また休憩時間についての会社の認識を示すこと。

(会社) 長野支社の団体交渉は承知している。休憩時間は、疲労回復のため労働から解放された時間だ。

(組合) 連絡用の電話機を持ち、鳴ったら仕事をする状態は、労働から解放されていない。

(会社) 明確な指示の無い限り、電話を持っているだけで労働にならない。出ないと処分されるわけでもない。

(組合) 長野地本組合員の魂の叫び声を会社は受け止めるべきだ！

〇〇課で打刻前後のサービス残業で狙い撃ち異動があった、上司からの暴言で鬱病になった、増収協力名目で旅行に強制参加、「自分の時間」の会合や飲み会の準備を上長に指示される、「しつけ」名目で清掃やコピー用紙の準備させられる、超勤が30時間を超えると抑えろと指示される、超勤付けるなど言われて誤魔化してきたら今度は誤魔化すなど言われる、人を増やすか仕事を減らしてくれ、皆が毎月29時間50分位の超勤時間なのに管理する方は何も気づかないのか、支社は隠蔽している、長野支社はもう限界、自殺したいと思ったことがある、誰が自殺してもおかしくない。

(会社) 事実とすれば、まさに違法な状況だが、本社も長野支社も今のところ問題があったとは認識していない。

(組合) 長野支社は、労働時間管理は個人と会社の問題、全てのデータで調べる必要はないと回答している。不十分だ！

**東労組として組合員の命に関わる問題を放置することは絶対に出来ない！！
会社が十分な調査もせず「問題ない」という見解を示しても認められない！！**

**これは長野地本だけの問題ではなく、全社的な問題だ！
全地本が「命」を守るために一歩も引かず連帯してたたかおう！！**